

令和2年度

浜松市ファンドサポート事業

ベンチャーキャピタル等公募要領

令和2年5月

浜松市 産業部 産業振興課

目次

1	ファンドサポート事業の概要	2
1-1	目的	2
1-2	ベンチャー企業等に対する事業化支援の仕組み	2
2	認定VCの公募要件	4
2-1	認定VCの要件	4
2-2	認定VCの努力義務	4
2-3	その他	4
3	認定VCの選定プロセス	5
3-1	選定プロセス	5
3-2	審査結果(認定結果)の通知及び公表	5
3-3	認定VCの認定の取消	5
4	交付対象事業者への支援概要	6
4-1	認定VCからの支援対象となる交付対象事業者の要件	6
4-2	認定VCからの支援対象となる交付対象事業者が行う交付対象事業の要件	7
4-3	交付金対象費目	8
5	申請の手続き等	9
5-1	申請書式及び提出について	9
5-2	申請に関する注意	10
5-3	受付期間	11
6	参考	11
7	問い合わせ先	11

浜松市は、ベンチャー企業等に対して投資を行うベンチャーキャピタルおよびシードアクセラレータ等(以下、「VC等」という)の市内ベンチャー企業等に対する投資及び支援活動を促進し、またその知見および支援機能を活用しながら、ベンチャー企業等に対する事業化を支援するため、令和2年度「浜松市ファンドサポート事業」を実施します。

本事業では2つの公募を実施します。本公募要領では、市内ベンチャー企業等を支援するVC等を募集します。本事業への参加を希望されるVC等は、本公募要領に従いご応募ください。

なお、本事業は、浜松市予算に基づき実施するため、全体の予算・方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等が変更されることがあります。

1. ファンドサポート事業の概要

1-1. 目的

浜松市では、ベンチャー企業等の多くが資金調達の悩みを抱えており、特に、起業の初期段階における活動に必要な資金の調達に課題があります。

そこで本事業では、急成長を目指す浜松市内のベンチャー企業等が、必要とする資金を、豊富な経験と確かな見識を有するVC等の投資活動と協調して支援するとともに、ベンチャー企業の経営基盤の強化や財務管理体制の整備についても支援していきます。

また、本事業を通して、市外からベンチャー企業を誘致し、浜松市のものづくり企業の技術と、ベンチャー企業の革新的技術を融合させ、新たなイノベーションの連鎖を生み出すことで、本市経済の活性化をけん引する新しい産業の創出を期待しています。

本事業を契機として、浜松市にベンチャー企業が集積、成長する環境が整うことで、次々と新たなベンチャー企業が生まれるエコシステムの確立を目指します。

1-2. ベンチャー企業等に対する事業化支援の仕組み

(1)VC 等と浜松市によるベンチャー企業等の協調支援の概要

本事業は、前項で述べた、浜松市内のベンチャー企業等(以下「事業者」という)の研究及び事業活動を支援します。交付金の交付対象となる事業者は、本公募において認定するVC等(以下「認定VC」という)が投資する事業者(既投資先も対象)のみです。認定VCからの投資がない事業者は、今回の交付金の対象外となりますのでご注意ください。交付対象事業については、「4-2. 認定VCからの支援対象となる交付対象事業者が行う交付対象事業の要件」をご参照ください。交付金の交付額は、予算の範囲内を前提条件とし、次の3つの基準を設け、そのいずれか低いものを超えない金額を交付額の上限とします。

- ① 認定VCから本年度中に受けた投資額
- ② 浜松市が独自に設ける1件あたりの上限金額(健康・医療関連事業において最大7,000万円、その他事業において最大5,000万円)
- ③ 交付対象経費の10分の10(100%)

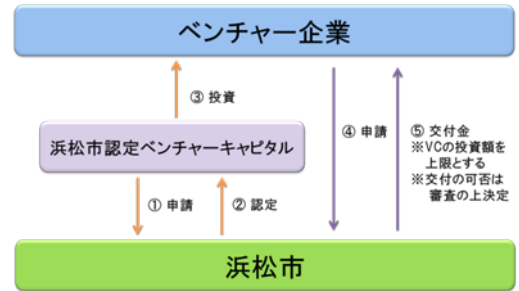


図1 本事業のスキーム概要

<事業全体スケジュール>

ベンチャーキャピタルの公募について

時期	内容
令和2年5月18日(月)	(ベンチャーキャピタルの)公募開始
8月7日(金)	公募締切
8月下旬	認定審査会
8月下旬	認定VC公表

※昨年度の認定VC(9社)に加え、新たに追加で認定します。

ベンチャー企業の公募について(第1回)

時期	内容
令和2年5月18日(月)	(ベンチャー企業の)公募開始
9月11日(金)	公募締切
9月下旬	採択審査会
9月下旬	認定事業者公表
10月1日(木)以降	交付金交付

※第1回の公募で決定する交付金の総額が今年度の予算額(230百万円)に達しなかった場合には、2回目の公募を実施します。スケジュールは、概ね以下のとおりを予定しています。あくまでも現時点での予定であり、変更となる可能性があります。

時期	内容
令和2年10月予定	(ベンチャー企業の)公募開始
令和3年1月予定	公募締切
2月予定	採択審査会
2月予定	認定事業者公表
4月1日(水)以降	交付金交付

2. 認定VCの公募要件

2-1. 認定VCの要件

本事業にて公募対象となる認定VCは、下記①～⑧の全ての要件を満たす者です。

- ① 業としてベンチャー企業等への投資機能を有し、ベンチャー企業等の事業化支援機能を有する企業。
- ② 日本国内において、ベンチャー企業の事業化等を支援する拠点を有し、常駐スタッフを配置していること。またはそれらの計画があること。
(※拠点は日本国内で法人登記していない場合でも可。)
- ③ 常駐スタッフはベンチャー企業の事業化を支援した実績、能力を有すること。
- ④ 暴力団員等または暴力団員等と密接な関係を有する者ならびにこれらの者のいずれかが役員(無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役またはこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。)となっている法人に該当しないこと。
- ⑤ 投資を計画している事業者(投資済先も含む)の資本金に対する認定VCの持株比率が、事業期間内において原則50%未満であること(ただし、当該事業者の企業価値評価を事業開始前より下げて投資しないこと)。
- ⑥ 投資手段としてファンドを活用する場合(LPS/投資事業有限責任組合の場合)、ゼネラル・パートナー(GP)であること。
- ⑦ 法人であること。
- ⑧ 本市のスタートアップエコシステムの発展に協力・貢献していただけること。

2-2. 認定VCの努力義務

- (1) 採択された事業者(ベンチャー企業等)に対して、原則として、提出した支援計画書に沿ったハンズオンによる支援を行い、その事業化を促進すること。
- (2) 採択された事業者の認定事業期間中の資金繰り及び資本政策を健全に保ち、次のファイナンスに繋げること。
- (3) 事業者に対するハンズオン支援の進捗を定期的に(または本市の求めに応じ)浜松市へ報告すること。
- (4) 採択された事業者から、ハンズオンによる支援およびその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないこと。

※ あくまで努力義務であり、認定VCの要件ではありませんが、努力義務履行に向けてできる限りの行動を遂行していただきます。

2-3. その他

認定期間 2年間(令和4年3月の事業認定まで)

3. 認定VCの認定プロセス

3-1. 認定プロセス

浜松市は、『「浜松市ファンドサポート事業」ベンチャーキャピタル等の認定に係る審査委員会』を経て、最終的に浜松市が総合的な判断のもと認定VCを決定します。なお、認定に際して本公募申請者に対しヒアリング審査を実施します。

認定プロセスは非公開で行われ、審査の結果等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

◆ 審査項目について

- ① 投資・支援実績
 - ・ シード期～ミドル期のベンチャー企業への投資実績。
 - ・ 初回投資後の追加投資やハンズオンによるベンチャー企業の成長の実績。
- ② ハンズオン
 - ・ ベンチャー企業の企業価値向上に対する具体的な取組。
 - ・ ベンチャー企業の事業化を支援する具体的な目利き能力や支援能力(本事業に従事するハンズオンメンバーの能力・実績)。
- ③ 次の資金調達への取組
 - ・ 投資余力:ファンド規模、投資可能金額、投資可能期間、ファンド寿命等
 - ・ ネットワーク: 次の資金調達候補となり得る国内外のVC、事業会社との繋がり等
- ④ 地域経済への貢献

3-2. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の公表・通知

認定VCの法人名称は本市公式ホームページ等にて公開します。また、審査結果については、別途申請者へ書面で通知します。

(2) 認定条件について

認定に諸般の条件を付す場合がありますのであらかじめご了承ください。

3-3. 認定VCの認定の取消

以下の場合、認定VCの認定を取り消す場合があります。

- (1) 「2-1.認定VCの要件」に合致しなくなった場合。
- (2) 「2-2.認定VCの努力義務」履行に向けできる限りの行動を遂行していないと認められた場合。
- (3) 申請書類に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合。
- (4) その他浜松市が認定について適切でないと判断した場合。

4. 交付対象事業者への支援概要

4-1. 認定VCからの支援対象となる交付対象事業者の要件

※令和2年度第1回申請の場合

認定VCから「浜松市ファンドサポート事業費交付金交付申請書」における申請額と同額以上の投資を令和2年4月1日以降に受けている、又は令和2年9月30日までに投資が予定されている事業者で、①～⑦のすべての要件を満たす者が対象です。

- ① 国内に事務所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者)であって、みなし大企業に該当しないこと。(法人を設立準備中の者は、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、交付金の交付までに日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。)

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業

- ② 浜松市内に住所または事務所を有すること。もしくは浜松市内に事務所を置き、新たに浜松市内において認定事業を実施しようとする事業者であること。
- ③ 認定VCからの出資又は出資意向確認書を受けていること。
- ④ 市区町村税を完納していること。
- ⑤ 令和2度において、浜松市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
(同種の補助金ではない例:休業要請協力金等)
- ⑥ 令和元年度に浜松市ファンドサポート事業費交付金を受けていないこと。
- ⑦ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人に該当しないこと。

4-2. 認定VCからの支援対象となる交付対象事業者が行う交付対象事業の要件

- 事業期間 : 事業開始(令和2年4~9月)から2年以内
- 交付額 : 交付額について、以下の3つの基準を設け、そのいずれか低いものを超えない金額を交付額の上限とする。
 - ① 認定VCから令和2年4~9月に受けた投資額
 - ② 本市が独自に設けた1件あたりの上限金額
 - ・ 健康・医療関連事業7,000万円まで
 - ・ それ以外の分野5,000万円まで
 - ③ 交付対象経費の10分の10(100%)
(内容は「4. 交付対象費目の要件」参照)
- ※ 千円未満の端数は切り捨て。
- ※ 令和2年度予算額の230百万円を交付決定額の上限とし、総合的な判断のもと採択企業への交付額を決定します。
- ※ 第1回の交付金の決定総額が予算額(230百万円)に達しなかった場合には、2回目の公募を実施します。
- ※ 審査の結果、交付金交付額が交付申請額以下となる可能性があります。
- 対象分野 : 表1(成長6分野)のいずれかに該当する分野であること。
申請された事業が表2に掲げるいずれかの項目に該当する場合は、対象とはなりません。
- 対象事業 : 浜松市が、「はままつ産業イノベーション構想」の中で位置づけた「成長6分野」に関連性があるものとします。
 - ※ 「成長6分野」については表1を参照ください。
 - ※ 浜松市をこれまで支えてきた高度なものづくりの技術に基づく新しい部品や機器・製品の創出のみならず、発展著しい情報通信技術(ICT)を活用した新しいサービスの創出も対象に含めます。また、新しい顧客価値の創出に向けた意欲的な試みも対象とします。
 - ※ 令和2年度浜松市新産業創出事業費補助金と令和2年度第1回浜松市ファンドサポート事業交付金には併願申請できません。ただし、令和2年度浜松市新産業創出事業費補助金に採択されなかった場合には、令和2年度第2回浜松市ファンドサポート事業交付金には申請できます。

【表1】

分野名	
次世代輸送用機器関連分野	光・電子関連分野
健康・医療関連分野	環境・エネルギー関連分野
新農業関連分野	デジタルネットワーク・コンテンツ関連分野

※ 申請事業の該当分野が不明な場合は、事務局宛ご相談ください。

【表2】

認定事業の対象外とする事業
特定の政治、宗教、選挙活動又は営利目的とする事業
公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
他の法令に抵触する事業又は、業務上必要な許可等が取得できない事業
調査・研究のみの事業
ハード事業(建物、道路、その他構築物等の建設を目的とした事業。)ただし、ソフト事業に付随するハード整備のうち市長が必要と認めるものについては除く。
イベント開催のみの事業

※不明点がある場合は、事務局宛ご相談ください。

4-3. 交付金対象費目

交付金の対象となる費目は、交付対象事業の事業開発及び研究開発に関連し、認定事業者の事業の成長と発展に資すると認められる以下の費用です。

対象費目に関して判断に迷う場合は、事前に事務局までご相談ください。

売上原価・製造原価	仕入代金、材料費、外注費、労務費、経費
販売費及び一般管理費	人件費、消耗品費、旅費、研究開発費、その他経費
その他固定資産取得費等	土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、改造修理費

- 交付対象費目として認められない経費(一例)
 - 交際費・食料費・寄付金・賠償金・投資金・出資金・借入金の返済・配当 等
 - ※あくまでも一例です。判断に迷う場合は事前に事務局宛ご相談ください。
- 交付金対象費目・支出に関する注意事項
 - ・ 支払を証明することができないもの、事業との関連を説明できないものは対象外経費です。
 - ・ 固定資産の取得自体が事業活動の中心となるものは対象外となります。
 - ・ 不適切な支出が発覚した場合、交付金返還対象となる可能性があります。
 - ・ 交付対象経費の支出は、成果目標達成のための最も安価かつ効果的なものであって、一般的に考え過度な支出は認められません。

5. 申請の手続

5-1. 申請書式及び提出について

認定申請を希望する者は、別添1「申請書作成上の注意」に従い、下記提出書類一式を浜松市に提出してください。

- 『「浜松市ファンドサポート事業」ベンチャーキャピタル等の認定申請書』作成項目
※ 下記5項目について、別添申請書記載例を参考にそれぞれ書類を作成してください。

- ・ 項目1:表紙
- ・ 項目2:申請者
- ・ 項目3:ハンズオン計画
- ・ 項目4:本事業に係る投資方針等
- ・ 項目5:利害関係の確認について

項目1～4については、それぞれ A4用紙2枚以内の作成を厳守。
※2枚を超えた場合は審査対象外となります。

■ 提出書類

- (1) 『「浜松市ファンドサポート事業」ベンチャーキャピタル等の認定申請書』一式
(上記項目 1～5 を一括りとし、A4 左綴じとしてください。)
- (2) 会社定款(追加書類1)
- (3) ファンド目論見書、概要書等(追加書類2)
- (4) 会社の紹介資料(パンフレット、WEB ページ等)(追加書類3)
- (5) 申請書提出のためのチェックリスト【別紙1】
- (6) 本事業に関与するメンバーの略歴【別紙2】
- (7) 申請書類受理票【別紙3】
- (8) 暴力団排除に関する誓約書【別紙4】
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■ 提出方法

交付申請書一式の提出については Bizストレージファイルシェアへの電子ファイルのアップロードによる受付とさせていただきます。交付申請書一式をスキャナー等で電子化したファイルをアップロードしていただくとともに、原本を書留扱いで郵送してください。申請受付期間内にアップロードしていただく必要がありますが、原本は申請受付期間内に必着とはいたしません。

■ メール送付先

浜松市産業部産業振興課 浜松市ファンドサポート事業担当
E-mail: vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

■ 提出の手順

- ① 交付申請書一式を提出する旨のメールを令和2年8月7日(金)12時までにお送りください。
- ② 送付いただいたメールアドレスに宛に、担当からメールが2通送られてきます。
1通目 件名:【浜松市産業振興課】データ送信のお願い
Bizストレージファイルシェアのリンク
2通目 件名:【浜松市産業振興課】パスワード
Bizストレージファイルシェアのパスワード
- ③ 1通目のメールのリンクを開き、2通目のパスワードを入力し、《Login》をクリックしてください。
- ④ ファイルをドラッグ&ドロップすると直ちにアップロードされます。
※令和2年8月7日(金)17時までには交付申請書類一式をアップロードしてください。
- ⑤ 原本は書留扱いとし、以下の住所へ郵送してください。
《郵送先》
〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町103-2
浜松市産業部産業振興課 浜松市ファンドサポート事業担当宛
※「ファンドサポート事業・ベンチャーキャピタル公募に係る申請書在中」と
朱書きのこと

5-2. 申請に関する注意

- (1) 申請書の受理及び申請書に不備があった場合
 - ・ 応募資格を有しない者の申請書又は不備がある申請書は受理できません。
 - ・ 申請書を受理した際には申請書類受理票を申請者に返送しますので、あらかじめ【別紙3】申請書類受理票に代表申請者のお名前を記入の上、送付してください。
 - ・ 提出された申請書類等は返却致しませんのでご了承ください。
 - ・ 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきますのでご注意ください。
- (2) 秘密の保持
申請書は本事業の認定VCの選定のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報、法令等に基づく場合の提供を除き、認定VC選定に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。

- (3) 認定申請書の記入言語
認定申請書は日本語で記載してください。

5-3. 受付期間

認定申請書の受付期間は次のとおりです。

令和2年5月18日(月)～令和2年8月7日(金)

※受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。

6. 参考

令和元年度に認定した認定VCは下記のとおりです。

認定VC一覧(令和2年4月1日現在)	
大和企業投資株式会社	せいほう 栖峰投資ワークス株式会社
合同会社リアルテックジャパン	信金キャピタル株式会社
グローバル・ブレイン株式会社	SMBC ベンチャーキャピタル株式会社
静岡キャピタル株式会社	株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ
株式会社KVP	

令和元年度に採択した事業者につきましては、浜松市ベンチャー企業進出・成長応援サイト「HAMACT!!」をご覧ください。

■トップページURL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamact/index.html>

7. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、E-mail または FAX にてお願いします。

(浜松市ファンドサポート事業事務局)

浜松市 産業部 産業振興課 ベンチャー支援グループ 担当者:米村、大村、笠井

E-mail: vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp FAX:053-457-2283